

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間及び同年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から48年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで
③ 昭和50年4月から同年6月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和42年4月から48年3月までの期間、49年4月から50年3月までの期間及び同年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

昭和49年1月にA自治体から実家のあるB市(当時)へ戻っていた時に、同市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料3万5,000円ないし3万6,000円を一括納付した。申立期間②及び③については、父が保険料を納付してくれたはずである。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②及び③の保険料について、その父が、納付していたと主張しており、事実、申立期間②及び③当時、同居していた申立人の母については、申立期間②及び③を含む国民年金加入期間の保険料についてはすべて納付済みとなっていることから、申立人に係る申立期間②及び③の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和49年1月15日以降であると考えられ、事実、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、申立人は、申立期間②直前の48年4月から49年3月までの保険料について、現年度納付していることが確認できることから、申立期間②について、現年度納付することは可能である。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、申立期間③直後の昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月までの保険料について、51 年 9 月に過年度納付していることが確認でき、この時点において時効未到来である申立期間③の保険料を納付しなかったとは考え難い。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 49 年 1 月ころに国民年金に加入し、B 市役所において保険料を一括納付したと主張しているが、この時点では、申立期間①の大半については時効により保険料を納付できず、納付するためには特例納付制度を利用することとなるが、申立人は、特例納付制度を利用して申立期間①の保険料を納付したとは主張しておらず、事実、申立期間①の保険料を特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①について、昭和 49 年 1 月ころに第 2 回特例納付制度を利用して保険料を納付した場合、申立人が納付したとする 3 万 5,000 円ないし 3 万 6,000 円と大きく相違することから、申立内容に不合理な点が認められる。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで
申立期間当時、夫はA機関B所に勤務していたが、私は、結婚前から国民年金に加入し、結婚後も任意加入被保険者として保険料を納付していた。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12月と短期間であり、申立人は、申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫は、申立期間当時、C共済組合に加入しており、収入に大きな変化が見られないことから、申立人に係る申立期間の国民年金保険料を納付するのに経済的な問題はなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 937

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年9月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間については、結婚前であったため、父が、納税組合を通じて保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間を除く保険料はすべて納付されている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、20歳で国民年金に加入後、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、申立期間前後の期間について、保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月から同年3月まで
昭和47年6月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、51年に結婚し、A自治体B市に住居を建てた。

申立期間の国民年金保険料については、B市役所内の金融機関窓口で、期別ごとに納付した。また、申立期間以後も、60歳まで欠かさず保険料を納付してきた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である。

また、B市が管理する国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間の前後の保険料を、昭和52年10月から同年12月までの分は同年11月に、53年4月から同年6月までの分は同年7月4日に、それぞれ現年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人の夫は、申立期間当時、C職であり、申立期間の前後において生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人に係る申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

加えて、申立人は、住所変更手続及び国民年金被保険者資格の切替えを適正に行っている上、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、年金制度への関心の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から同年9月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和46年7月から同年9月までの国民年金保険料が未納とされていた。

20歳から国民年金に加入しており、申立期間以外の保険料はすべて納付されている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、20歳で国民年金に加入後、申立期間を除く国民年金加入期間(477月)の保険料をすべて納付している。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間前後の期間について、保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人の元夫は、申立期間当時、厚生年金保険に加入しており、標準報酬月額による収入に大きな変化が見られないことから、申立人に係る申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

加えて、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)には、申立期間を含む昭和46年度以前の期間について、保険料納付記録の記載が無いことから、行政側の申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった事情がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和37年10月16日）及び資格取得日（38年6月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月16日から38年6月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和37年10月10日から45年1月12日までの期間のうち、37年10月16日から38年6月21日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和37年10月10日から45年1月12日まで、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和37年10月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年同月16日に同資格を喪失後、38年6月21日に再度資格を取得していることが確認できるものの、同社における申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、申立人と同様に、昭和37年10月10日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年同月16日に同資格を喪失した同僚一人から、申立期間当時、申立人は同社に間違いなく勤務していた旨の証言が得られた上、入社後、同社と同一敷地内にあった同社の関連会社であるB社へ申立人と一緒

に手伝いに行っていたことがあり、自分はそのまま同社に残り勤務したが、申立人は、A社に戻り勤務していた旨の証言が得られた。なお、上記の同僚は、申立期間中の昭和38年1月21日に、B社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが、同社の被保険者名簿から確認できる。

また、申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたとして名前を挙げた同僚一人からも、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは間違いのない旨の証言が得られた。

加えて、申立期間当時、A社に勤務していた複数の同僚の被保険者記録において、途中記録が欠落している者は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたと推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の昭和37年10月の記録により、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社（A社の社名変更後の会社）が合併した会社であるD社は、A社の当時の書類は残存していないため不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格喪失届及び同資格取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月20日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年7月20日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月1日から同年7月20日まで
② 昭和39年7月20日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和39年4月1日から同年11月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和39年3月に中学校を卒業後、同級生3人と一緒にA社に就職した。

両申立期間当時、事業所内の建物に住込みで一緒に働いていた同級生には、厚生年金保険の加入記録があるので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②当時にA社に勤務していた同僚の証言から判断して、申立人は昭和39年4月1日から同年10月31日まで同社に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と一緒に就職した同級生二人は、同社において昭和39年7月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認でき、また、複数の同僚から、申立人は、当時、同社において同資格を有していた他の従

業員と、職種、給料体系、労働条件等が同じであったとして、申立人のみ同資格が無いことは不自然である旨の証言が得られた。

さらに、申立期間②当時にA社に勤務していた同僚に、当時の同社の社員数について照会したところ、8人ないし13人いた旨の証言が得られたほか、そのうちの2人は、当時、正社員以外のパート及びアルバイトの従業員はいなかったとの証言が得られた。また、社会保険事務所が管理する申立期間②に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる被保険者資格を有している者の人数は、回答にあった社員数とほぼ一致している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、A社に正社員として勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人の同僚のA社における申立期間②の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年7月から同年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人と一緒に就職した同級生二人に照会したところ、厚生年金保険被保険者の資格取得時期は自身が証言する入社時期の3か月後の昭和39年7月20日であることが確認できることから、当時、A社においては、従業員全員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、閉鎖商業登記簿謄本により、A社は昭和40年11月1日に解散していることが確認でき、また、申立期間①当時の事業主及び取締役の連絡先が確認できないため、申立人に係る当時の勤務状況等について、具体的な証言を得ることができない。

さらに、公共職業安定所に照会したところ、申立期間①に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

このほか、申立期間①に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事

情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年9月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月4日から同年9月4日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社の資格喪失日が平成5年8月4日になっているとの回答を受けた。私は、平成5年9月3日までA社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の記録により、申立人が平成5年9月3日に同社を離職していることが確認できる。

また、申立人から提出された、平成5年4月分から同年9月分までの給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成5年8月分の給与総支給額及び厚生年金保険料控除額により、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行しかたか否かについては、A社は、平成11年10月1日に清算終了しており、事実関係について照会することができない上、同社の施設管理のみを引き継いだB社からは、申立期間当時の資料が無く、詳細は不明である旨の回答を得ている。しかし、厚生年金基金は厚生年金保険と一体に扱われており、申立人が申立期間当時に加入していたC厚生年金基金に照会したところ、申立人の同基金における加入員資格喪失日は平成5年8月4日である旨の回答が得られたことから、事業主が

同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る5年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から同年7月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、平成5年5月から同年7月までの国民年金保険料が未納とされていた。

平成5年5月21日付けで会社を退職後、A市役所において国民健康保険に加入した際に、国民年金にも加入し、申立期間に係る保険料をまとめて納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の国民年金被保険者の第3号被保険者資格取得処理年月日により、平成8年6月20日以降と考えられ、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の年金記録については、平成8年6月20日に、申立期間前後の厚生年金保険被保険者資格記録が追加されていることが確認できることから、申立期間について、5年5月の退職後、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の主張には、不合理な点が認められる。

さらに、A市役所が管理する申立人に係る申立期間当時の国民健康保険加入記録では、申立人に係る申立期間における加入が確認できなかったことから、申立期間当時、A市役所において国民健康保険と同時に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 941

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から50年3月まで

申立期間当時、私は、両親が営んでいたA店に、兄（次男）と一緒に働いており、父が兄と私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

申立期間の保険料については、父が、兄と私の二人分を納付してくれていたはずであり、事実、兄の申立期間の保険料については納付済みとなっている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿の申立人に係る同記号番号の払出日から、昭和50年5月以降と考えられ、この時点では、申立期間の過半については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、後からさかのぼって納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料について特例納付及び過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 942

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から同年9月までの期間、52年9月から53年3月までの期間及び58年11月から59年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から同年9月まで
② 昭和52年9月から53年3月まで
③ 昭和58年11月から59年5月まで

私は、会社を辞めた後、その都度国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。しかし、社会保険事務所から届いた年金記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納となっていた。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和61年12月から62年1月までの間と考えられ、この時点では、各申立期間については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、A区に居住していた昭和47年7月当時に、保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号は「B」となっており、この記号は、C自治体の国民年金事務が本課から各社会保険事務所に移管された（昭和58年7月1日）以降に発行されたものであることが確認できることから、申立内容に信^{びょう}憑性が認められない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の記録については、昭和62年1月19日に、各申立期間前後の厚生年金保険被保険者資格記録が追加されていることが確認できることから、会社を退職する度に国民年金の加入手続を行っていたとする申立人の主張には、不合理な点が認められる。

加えて、申立人が国民年金に加入したと考えられる昭和61年12月から62年1月までの時点では、特例納付制度は存在しないため、各申立期間の保険料を納付することができない。

その上、各申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から58年5月までの期間及び同年6月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年3月から58年5月まで
② 昭和58年6月から61年3月まで

私が20歳になった時、父親が、国民年金の加入手続を行ってくれた。

国民年金保険料については、婚姻前は、両親が納税組合を通じて両親の分と併せて納付していたはずであり、婚姻後は、国民年金手帳が無いので不明であるが、父親が納付していたと思う。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由、

1 申立人は、国民年金の加入手続については申立人が20歳になった時にその父親が行い、保険料については、婚姻前はその両親が納税組合を通じて両親の分と併せて納付し、婚姻後は、不明であるものの、その父親が納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、申立期間①及び②当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の婚姻後の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月7日に、同事務所からA町（現在は、B市）に払い出されたことが確認できることから、申立人が国民年金に加入した時期は、同日以降と考えられ、この時点では、特例納付制度は存在しておらず、申立期間①のすべて及び申立期間②の一部については時効により保険料を納付することができない。

2 申立期間①について、申立人から提出された申立人の父が加入する納税組合発行の「月掛金受領票（昭和54年度分）」には、「22,200円、55.2.26」と記載があるものの、この金額は、計算上、昭和55年1月から同年3月までの期間に係る付加保険料を加えた二人分の保険料であると推認でき、事実、

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の両親は、45年10月から国民年金被保険者資格を喪失するまでの期間、付加保険料を加えた保険料を納付していることが確認できることから、納税組合を通じて納付していたとする申立人の主張には不合理な点が認められる。

- 3 申立人が国民年金に加入した時期は、昭和61年5月以降と考えられ、申立期間②については、厚生年金保険被保険者との婚姻（昭和58年6月*日）による合算対象期間（カラ期間）であるため、国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することができない。
- 4 このほか、両申立期間の保険料を納付したことを示す関係資料（家計簿、確定申告書）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 944

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から48年3月までの期間及び53年12月から54年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年6月から48年3月まで
② 昭和53年12月から54年6月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和44年6月から48年3月までの期間及び53年12月から54年6月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間①については、昭和44年6月ころ、母親が、A市役所において国民年金の加入手続きを行い、納税組合を通じて保険料を納付していた。申立期間②については、B自治体C区に転入して間もなく、私が、C区役所において国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付した。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その母が、申立期間①当時に居住していたA市において国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手續に直接関与していないため、申立期間①当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の主張どおりの場合、申立人の国民年金手帳記号については、A市を管轄する社会保険事務所において払い出される「D」となるべきであるにもかかわらず、C自治体において払い出された「E」であることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、申立期間①の保険料について、納税組合を通じて納付したとし、さかのぼって一括納付したことは無いと主張しており、事実、この期間の保険料について、特例納付により納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和 56 年 8 月 10 日から同年同月 17 日までの間と考えられ、社会保険庁のオンライン記録により、時効未到来の 54 年 7 月から 56 年 3 月までの 21 月の保険料をさかのぼって過年度納付していることが確認できるものの、この時点では、その直前の申立期間②については時効により保険料を納付できなかったものと推認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人より 90 番後に国民年金に加入した元夫の納付記録では、申立期間②と同時期に未納があるほか、その直後の期間であり、申立人と同様に加入時点で時効未到来である期間について、保険料をさかのぼって過年度納付していることが確認できる。

3 このほか、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 644

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 5 日から 49 年 12 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 47 年 1 月 5 日から 49 年 12 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、A社が経営する遊戯施設であるB施設の飲食店で、C職をしていたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、申立人が勤務していたと主張するB施設の飲食店は、同社の経営ではなく、テナントの経営だった旨の回答が得られたほか、同社が保管する申立期間当時の社員名簿に申立人の名前は見当たらない上、申立人を除く当時飲食店に所属していた者の名前も見当たらない旨の回答が得られた。

また、A社が加入するD厚生年金基金に照会したところ、申立人の加入履歴は無い旨の回答であった。また、A社が加入するE健康保険組合に照会したところ、申立期間当時の書類は残存しておらず、申立人の被保険者資格は確認できない旨の回答であった。

さらに、申立期間に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険被保険者整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、公共職業安定所に照会したところ、申立期間においてA社における申立人の雇用保険被保険者記録は無く、ほかの事業所で雇用保険に加入した記録も無い旨の回答があった。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 645

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和 31 年 3 月 26 日から 34 年 5 月 1 日までの期間のうち、31 年 8 月 1 日から 34 年 5 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私は、昭和 31 年 3 月 26 日に入社してから 34 年 5 月 1 日に退職するまで、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できる。

しかし、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先の判明した3人（申立人が名前を挙げた者を含む。）に照会したところ、2人から回答が得られたものの、申立人の厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

また、B社に照会したところ、申立期間当時の賃金台帳等の関係書類は残存していないため、申立人の厚生年金保険の加入については確認できない旨の回答が得られた。

さらに、B社の顧問社会保険労務士から提出された、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格得喪届の覚書により確認できる同資格取得日及び喪失日は、社会保険庁のオンライン記録により確認できる同資格取得日及び喪失日と一致している。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 646

第1 委員会の結論

申立人は、各申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 11 月から 57 年 2 月まで
② 昭和 57 年 3 月から同年 6 月まで
③ 昭和 58 年 3 月から同年 12 月まで
④ 昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月まで
⑤ 昭和 61 年 7 月から 62 年 5 月まで
⑥ 昭和 63 年 1 月から平成元年 1 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和56年11月から57年2月までの期間、B社に勤務していた同年3月から同年6月までの期間、C社に勤務していた58年3月から同年12月までの期間、D社に勤務していた59年1月から60年3月までの期間、E社に勤務していた61年7月から62年5月までの期間及びF社に勤務していた63年1月から平成元年1月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

各申立期間中に、健康保険証を使用して病院に通院した記憶があるので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

このため、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に照会したところ、当時の書類は残存していないため、申立人に係る当時の勤務状況等について確認できないものの、当時、同社では、入社後、2か月ないし3か月程度の試用期間等を設けていた旨の回答が得られた。

また、申立期間①当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した7人(申立人が名前を挙げた同僚を含む。)に照会したところ、5人から回答が得られたものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が管理する申立人の父親に係るG社の健康保険厚

生年金保険被保険者原票により、申立人は、申立期間①当時、その父親の被扶養者になっていたことが確認できる。

- 2 申立期間②について、B社に照会したところ、当時の人事記録等は残存していないため、申立人に係る当時の勤務状況等について確認できないものの、当時、同社では、入社後、3か月程度の試用期間等を設けており、試用期間後、厚生年金保険に加入するか否かを当人と相談の上で決めていた旨の回答が得られた。

また、申立期間②当時、B社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した二人（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）に照会したところ、一人から回答が得られたものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

- 3 申立人が申立期間③当時にC社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できる。

しかし、C社に照会したところ、申立期間③当時の書類は残存していないため、申立人に係る当時の厚生年金保険の加入について確認できない旨の回答が得られた。

また、申立期間③当時、C社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した4人（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）に照会したところ、2人から回答が得られたものの、申立人に係る当時の厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

- 4 申立人が申立期間④当時にD社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できる。

しかし、D社に照会したところ、申立期間④当時の書類は残存していないため、申立人に係る当時の厚生年金保険の加入について確認できない旨の回答が得られた。

また、申立期間④当時、D社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した二人（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）に照会したところ、一人から回答が得られたものの、申立人に係る当時の厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

- 5 申立期間⑤について、E社に照会したところ、当時の書類は残存していないため、申立人に係る当時の厚生年金保険の加入について確認できない旨の回答が得られた。

また、申立期間⑤当時、E社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した3人に照会したところ、回答が得られなかったため、申立人に係る当時の勤務状況等について、具体的な証言を得ることができない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間⑤中、申立人は、国民年金被保険者資格を有していることが確認できるほか、同期間のうち、

昭和 62 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 6 申立期間⑥について、F 社の当時の事業主に照会したところ、申立人についての記憶は無く、申立人に係る当時の勤務状況等について回答することはできないとしており、申立人の主張を裏付ける証言は得られなかった。

また、申立期間⑥当時、F 社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した二人に照会したところ、回答が得られなかったため、申立人に係る当時の勤務状況等について、具体的な証言を得ることができない。

さらに、F 社の顧問社会保険労務士に照会したところ、申立期間⑥当時、申立人が、同社において、厚生年金保険被保険者資格を有していたことを確認できる書類は無い旨の回答が得られた。

加えて、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間⑥中、申立人は、国民年金被保険者資格を有していることが確認できる。

- 7 公共職業安定所に照会したところ、各申立期間に係る各事業所における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

- 8 このほか、各申立期間に厚生年金保険料を各事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。